



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年1月20日(火) 第10364号

■ 目次

ページ

告 示

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正 (税務課) | 2 |
| ○保安林予定森林 (森林保全課) | 2 |

■ 告示

◎群馬県告示第14号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示（平成20年群馬県告示第479号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月20日

群馬県知事 山本一太

2の項の表前橋市の項中

特定非営利活動法人アジア核医学フォーラム	令和4年5月16日から令和9年5月15日まで
特定非営利活動法人かけはし	令和3年11月16日から令和8年11月15日まで

を

に改め、同表高崎市

の項中

特定非営利活動法人じゃんけんぽん	令和4年8月17日から令和9年8月16日まで
特定非営利活動法人ソフトボール・ドリーム	令和4年2月16日から令和9年2月15日まで

を

に改める。

◎群馬県告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和8年1月20日

群馬県知事 山本一太

1 保安林予定森林の所在場所 北群馬郡吉岡町大字上野田字大畑3029、3030、3033、3034、3

088から3091まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び吉岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111
